

# 第4次岡崎市地域福祉計画

－施策編－

【素案】

令和3年11月

岡 崎 市

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会



# 目次

第1章 計画の基本事項 .....	1
1 計画の位置づけ .....	2
2 計画の期間 .....	2
第2章 計画の基本理念と目標 .....	3
1 基本理念 .....	4
2 基本目標 .....	5
3 施策体系 .....	6
第3章 今日的な課題に対する取組 .....	7
1 重層的支援体制整備事業の推進（岡崎市重層的支援体制整備事業実施計画） .....	8
2 SDGsの推進 .....	17
3 成年後見制度の利用促進（岡崎市成年後見制度利用促進計画） .....	18
4 再犯防止の推進（岡崎市再犯防止推進計画） .....	25
第4章 施策の基本方針 .....	29
1 お互いを認め支えあう心を育て、地域のつながりを深めましょう .....	30
2 安全で安心して暮らせる地域をつくりましょう .....	33
3 ところ豊かに暮らす地域社会をめざしましょう .....	41



# 第 1 章

## 計画の基本事項

# 1 計画の位置づけ

「第4次岡崎市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための共通理念や福祉ビジョン、そのための基盤や体制をつくり、総合的な方向性を示すものです。

本計画は、本市のまちづくりの方針を示す「岡崎市総合計画」の下位計画として位置づけられます。また、各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。

くわえて、本計画の一部を、社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定される「地方再犯防止推進計画」と位置づけられます。

# 2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5箇年を計画期間とします。

## ■計画の期間

計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
岡崎市総合計画	第7次									
岡崎市地域福祉計画	第4次									
岡崎市障がい者基本計画	第5次									
岡崎市障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期・第2期									
岡崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期									
岡崎市子ども子育て支援事業計画	第2期									
健康おかざき 21 計画	第2次									
岡崎市自殺対策計画	第1期									

# 第 2 章

## 計画の基本理念と目標

# 1 基本理念

---

「第3次岡崎市地域福祉計画」では、「みんなで築く ホットなまち 生き生きと暮らせる 支えあいのまち」を基本理念に掲げてきました。

本計画においても引き続きこの基本理念を掲げ、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進を図ります。

## ■基本理念

みんなで築く ホットなまち  
生き生きと暮らせる 支えあいのまち





## 2 基本目標

---

### (1) お互いを認め支えあう心を育て、地域のつながりを深めましょう

地域福祉についての周知、啓発により地域福祉活動へのきっかけづくりを行い、身近な手助けを必要とする人の声に気づくことができるような思いやりの心を育てていきます。また、地域での交流を深めたり、居場所づくりを行い、地域のつながりの強化を図ります。

### (2) 安全で安心して暮らせる地域をつくりましょう

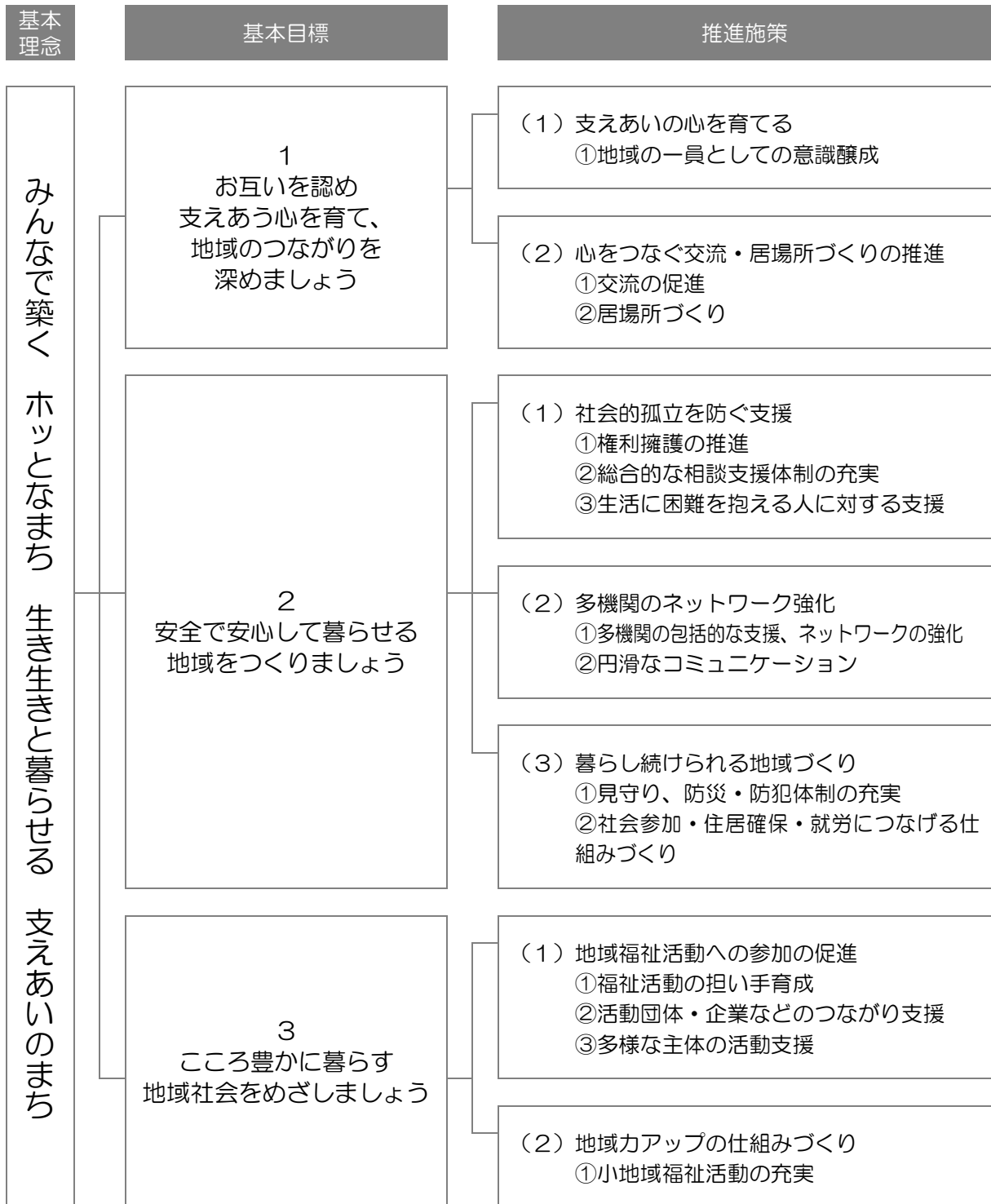
生活困窮や子どもの貧困などの生活課題に対応した支援体制を整備するなど適切なサービス確保をめざすとともに、地域・市・社会福祉協議会の連携を始め、専門機関との連携体制の強化を図り、多様なニーズに応じた仕組みづくりに取り組みます。

### (3) こころ豊かに暮らす地域社会をめざしましょう

地域での活動を維持するため、また、活動を次の世代に引き継いでいくため、福祉活動の担い手づくりや活動団体の体制強化の推進を図ります。

# 3

## 施策体系



# 第 3 章

## 今日的な課題に対する取組

# 1 重層的支援体制整備事業の推進

## (岡崎市重層的支援体制整備事業実施計画)

### (1) 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業では、身近な拠点の設置とアウトリーチ活動による相談、多機関による包括的な支援、住民が主体的に地域の課題を解決するためのつながり力の向上のための参加支援と地域づくりをしていきます。

具体的には、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業から成り、①から⑤までの事業を一体的に実施するための関係機関の支援体制づくりをしていきます。実施体制は下記の表の通りです。

また、本市は、こども子育てサポートフロア「ここサポ」、ふくし総合サポートフロア「ふくサポ」を統合拠点として、他の相談機関や地域型拠点である地域包括支援センターとのネットワークによる、基本型（一部統合型・地域型）の体制を組んでいます。

#### ■重層的支援体制整備事業の実施体制

##### ◎相談支援

機能	事業	相談窓口	設置数	委託	
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	20	有	
	障がい者相談支援事業	障がい者基幹相談支援センター	1	有	
	利用者支援事業	総合子育て支援センター		1	無
		保健所		1	無
		こども子育てサポートフロア		—	無
自立相談支援事業			1	有	
多機関協働事業	多機関協働事業	ふくし総合サポートフロア	—	無	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		—	有	

◎参加支援

機能	実施機関等	委託
参加支援事業	社会福祉協議会	有

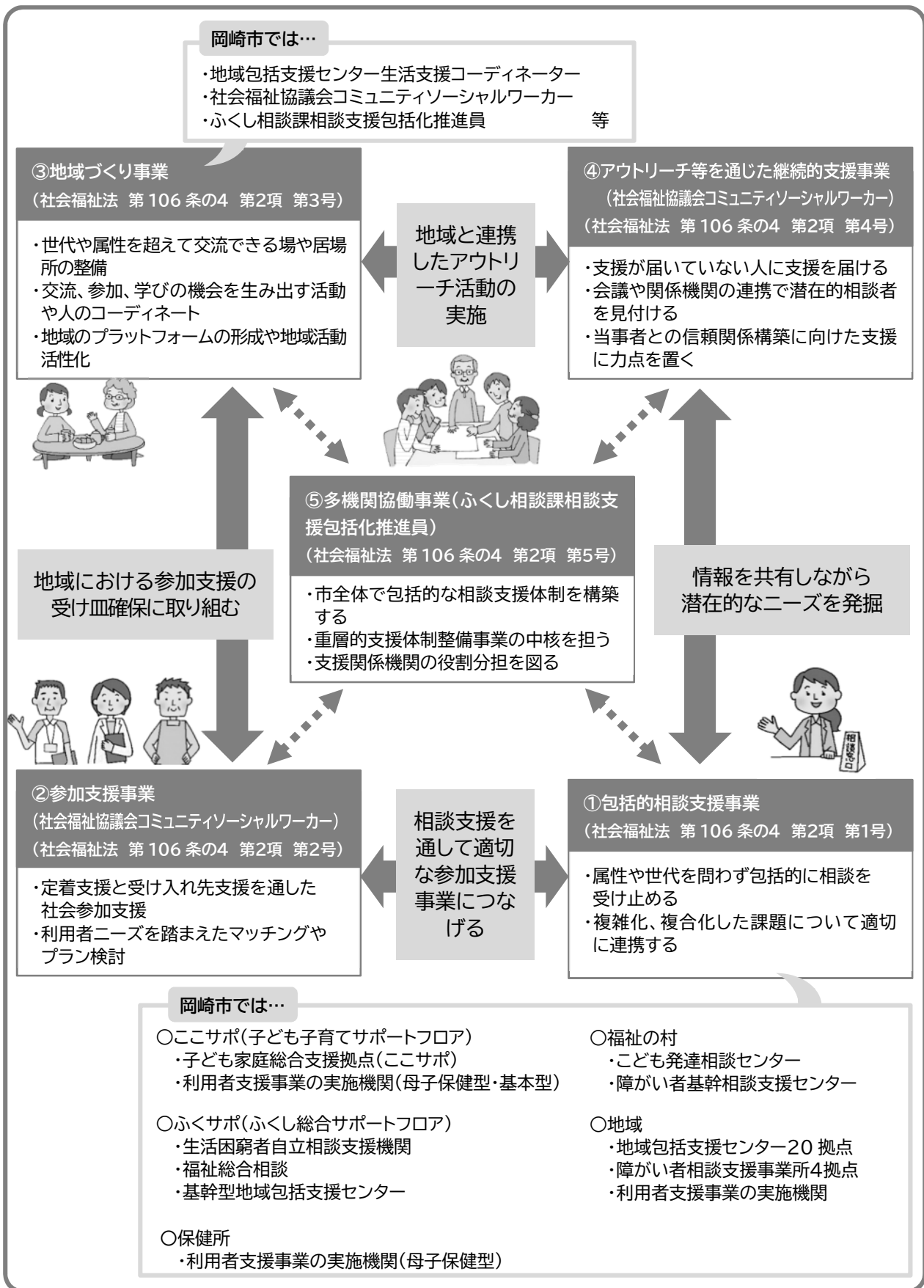
◎地域づくり

機能	事業	実施機関	事業内容
地域づくり事業	一般介護予防事業	行政	介護予防教室 ごまんぞく体操
	生活支援体制整備事業	地域包括支援センター	生活支援コーディネーターによる支援
		基幹型地域包括支援センター	生活支援コーディネーターによる支援
	地域活動支援センター事業	愛恵協会	生活支援センター山中の運営
		岡崎市福祉事業団	友愛の家の整備運営
	地域子育て支援拠点事業	行政	つどいの広場の運営
			総合子育て支援センターの運営
			地区子育て支援センターの運営
共助の基盤づくり事業	社会福祉協議会	子ども食堂等支援 コミュニティソーシャルワーカーによる支援	

■重層的支援体制整備事業の配置人員

事業名	実施主体	実施者	配置人員
参加支援事業	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	1人以上
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカー	2人以上
多機関協働事業	行政	相談支援包括化推進員	4人程度

■重層的支援体制整備事業の全体像



## (2) 基本方針

本市では、住民一人ひとりがお互いを認め支えあうことで、だれもが住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができる地域共生社会の実現をめざしています。

近年、これまで家庭や職場・学校などが果たしてきた助けあいや支えあいを受けられない、社会の居場所としての役割から漏れてしまう、既存の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化などがみられます。住民一人ひとりが自分らしい生活を送るには、家庭や職場・学校以外の地域やコミュニティの中に多様なつながりや居場所、役割、生きがい、楽しみを見出すことが必要です。地域とのつながりが希薄な世帯については、本人の意向を尊重しつつ、支援者と当事者が多様な方法で継続的につながり関わりあいを持てるように当事者の力を引き出し課題解決を図るための地域づくりが求められます。

令和3年4月に「ふくし相談課」を新たに設置し、相談支援の強化を進めてきました。また、額田地域では額田福祉総合相談窓口「ふくまど」を設置し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受けとめ、関係機関へつなぐ体制を整備するとともに、ふくまど季刊誌の発行やアウトリーチ活動を先駆的に進めてきました。地域では学区福祉委員会が中心となって特性に応じた地域福祉活動が進められています。潜在的な相談者の早期発見においては、民生委員児童委員・主任児童委員、学区福祉委員等をはじめとした地縁組織の果たす重要性が増しています。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源等だけでなく、ひきこもりや不登校支援、自治振興、居住支援、農業振興、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生など様々な分野と連携を強化し、「だれ一人取り残さない」包摂的な社会づくりの構築をめざします。

### ■重層的支援体制整備事業の基本的な理念

- 多様な相談拠点とアウトリーチ活動による身近な相談
- 本人・世帯が抱える困りごとの包括的な受けとめと多機関による包括的な支援
- 信頼関係を基盤とした本人の力を引き出す継続的な支援
- 住民が主体的に地域の課題を解決する力を高める支援
- 市民活動団体や企業などのつながりによる地域づくり

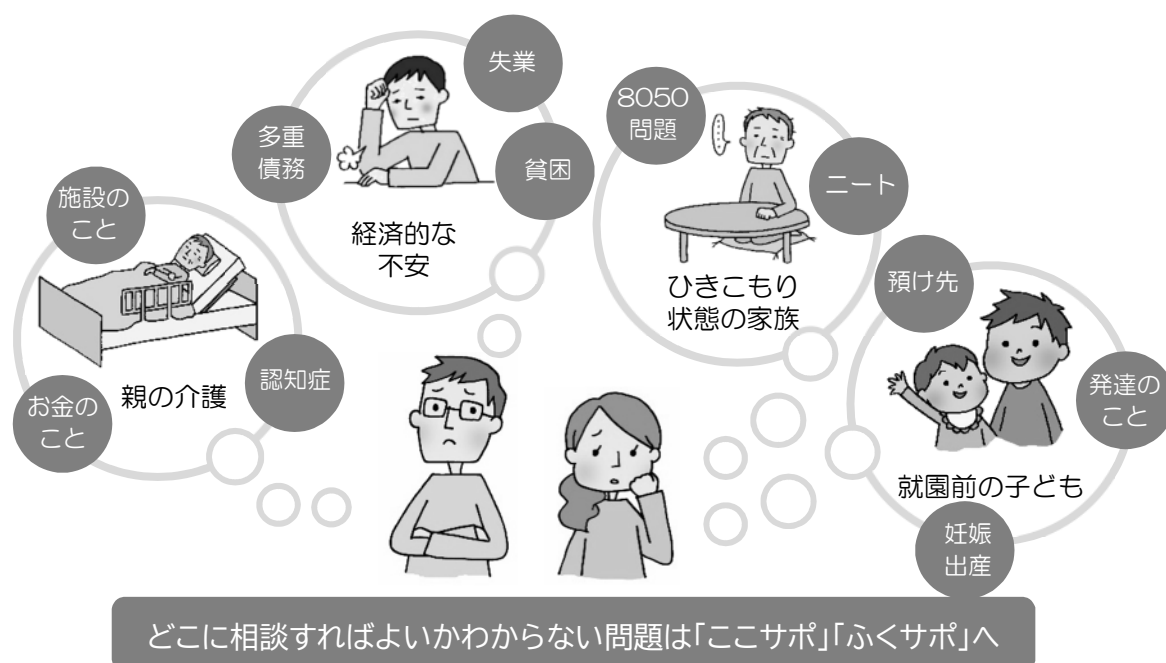
### (3) 具体的な取組

#### ① 市役所における総合相談体制の構築

##### 事業の概要

令和3年4月から庁舎内のレイアウトを変更し、こども子育てサポートフロア「ここサポ」、ふくし総合サポートフロア「ふくサポ」に福祉相談支援機関を集約しました。

子育て、介護、生活困窮、障がいなど複合的な課題を抱える世帯の相談を包括的に受けとめるための体制を整えました。



##### 本市の方針

住民に相談窓口をわかりやすくするとともに、支援機関の連携や役割の理解に努めていきます。今後は、福祉分野以外の関係機関との連携や協働に向けて、相談支援包括化推進員を中心に体制整備に取り組みます。

##### 具体的な取組

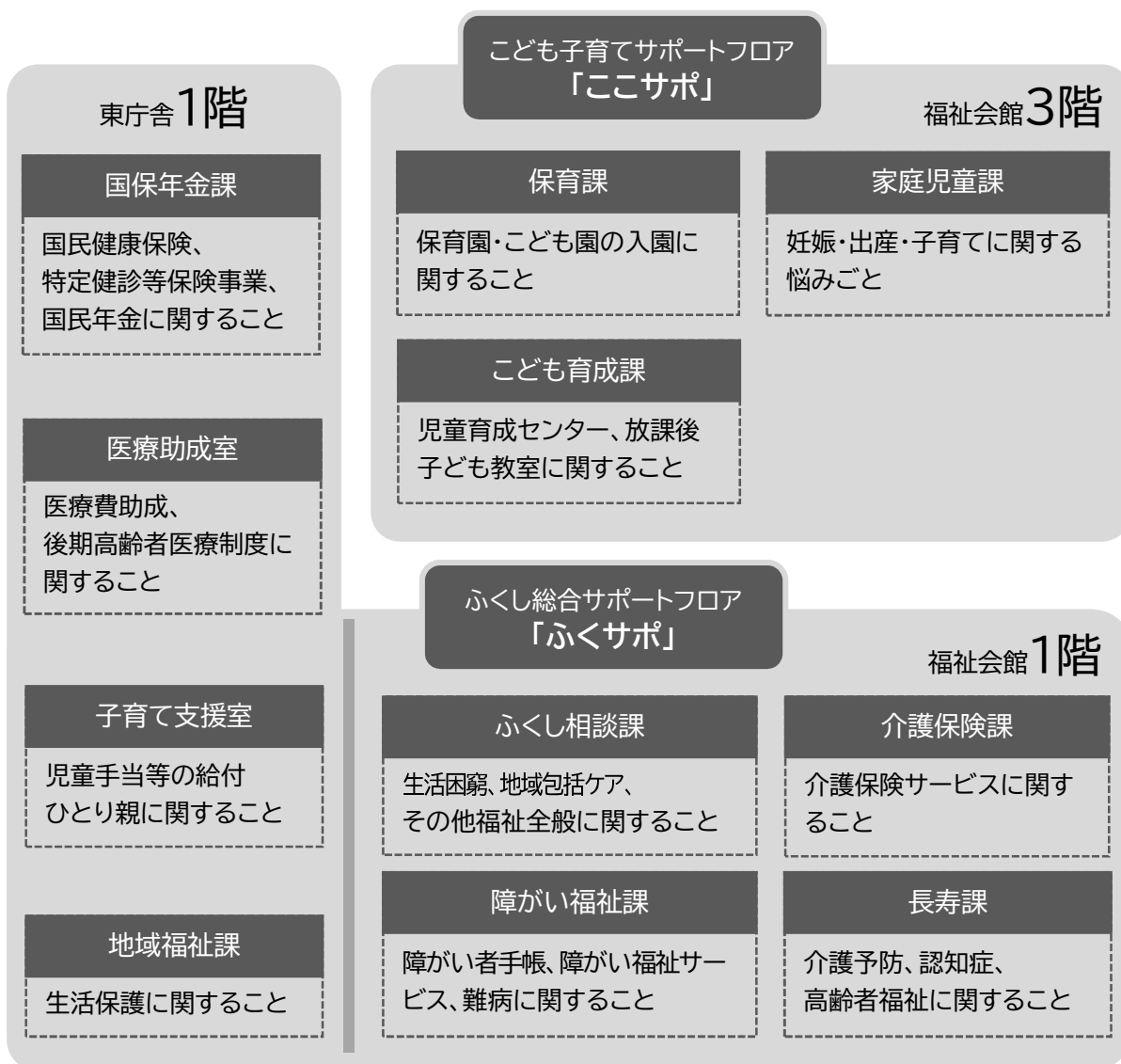
妊娠、出産から子育て、保育園・児童育成センター入所など子どもや子育てに関する相談は、「ここサポ」に集約しました。

介護予防、介護、障がい、生活困窮、医療費など子ども分野以外の福祉に関する相談は、「ふくサポ」に集約しました。

令和3年に新設したふくし相談課には、多機関協働事業者（ふくし相談課）、参加支援事業者（社会福祉協議会）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者（社会福祉協議会）、生活困窮者自立相談支援機関（愛恵協会）、基幹型地域包括支援センター（社会福祉協議会）などの窓口を集約しました。



■市役所内の総合相談拠点「ここサポ」「ふくサポ」



**ふくし総合サポートフロア「ふくサポ」**  
(福祉会館1階・東庁舎1階)

- 相談内容がいろいろな課にまたがる世帯の支援をコーディネートします。
- 自ら相談に行くことができない人へ訪問するなどの支援を行います。
- 身近な地域の見守り、気づき、つながり、支えあいのきっかけづくりの支援を行います。
- 個人と地域・社会とのつながりをつくるための支援を行います。

**こども子育てサポートフロア「ここサポ」**  
(福祉会館3階)

- 母子健康手帳交付時に個別性に応じた支援プランを作成します。
- 妊娠期から子育て期までの悩み相談に対応します。また、相談内容をうかがい、個々に合わせたサービス利用につなげます。
- 必要に応じてご家庭に訪問します。
- 相談の待ち時間に親子で遊べるコーナーがあります。

## ② 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

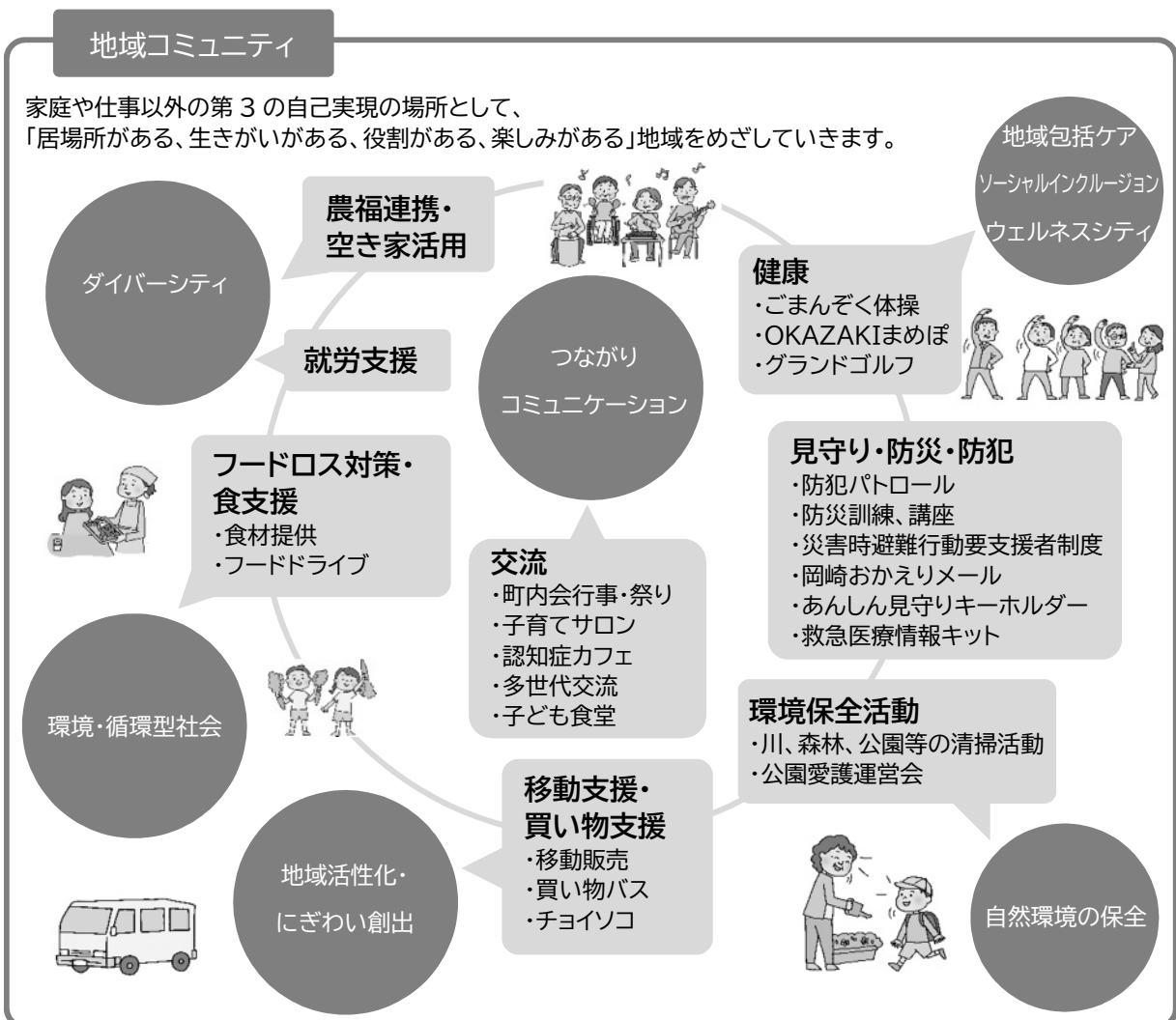
### 事業の概要

介護保険制度の地域支援事業や生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援制度の地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業をベースとして、分野や領域ごとに行われてきた地域づくりの対象者の拡大、協働、交流、新たな取組を行っていきます。

### 本市の方針

ひとり暮らし、ひきこもり、退職、ICTの発展、生き方の多様化により、家庭や職場・学校以外の今までとは異なる場に、自己実現、居場所、生きがい、役割、楽しみを見出す必要性が高まり、また、それが実現できるように時代は変化してきています。既存の枠組みや価値観だけでは対応しきれない、住民一人ひとりが自分らしい生活を送るために必要なつながりを福祉だけでなく、健康づくり、農福連携、空き家活用、防災・防犯、交通政策など様々な分野の多様な人々と連携してつくることで、地域力を向上させていきます。

#### ■地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティづくり



## 具体的な取組

市内20か所に設置している地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを、ふくし総合サポートフロア「ふくサポ」に相談支援包括化推進員とコミュニティソーシャルワーカーを、地域拠点のモデルである額田福祉総合相談窓口コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターをそれぞれ配置します。

これまで学区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、総代会、老人クラブ、医療機関、介護サービス事業所、ボランティア等とともに実施してきた生活支援体制整備協議体やごまんぞく体操、認知症カフェ、ひとり歩き搜索訓練、子ども食堂、災害時避難行動要支援者の見守り活動、買い物支援、企業の社会貢献活動、移動支援等の支援を連携して実施していきます。

本市では、異なる地域性の中で、小学校区や町内会ごとに数々の特色ある取組が行われています。生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、相談支援包括化推進員等は、既存の会議体を活用し、また、必要に応じて地域のプラットフォームを構築し、定期的に意見交換することで、支援者のスキル向上と情報共有によるつながり力をアップしていきます。

また、第1層生活支援コーディネーターとともに、公園を利用した交流や健康づくり、企業と連携した終活の普及、地域情報の発信など福祉分野以外の関係機関・団体・企業等とのつながりを強化しながら居場所と役割のあふれる地域コミュニティづくりをします。

### ③ 包括化・重層化による伴走支援

#### 事業の概要

福祉における様々な相談拠点において、包括的な相談の受けとめを行います。複合的な課題により支援調整が必要な場合は、多機関協働事業につなげ重層的支援会議にて情報共有・役割分担を行い、継続的な支援の在り方を検討していきます。参加支援や地域づくり事業において、居場所やつながり先を増やし、個々のニーズに合わせた支援を行っていきます。

#### 本市の方針

制度の狭間や相談すべきことがわからないなどの理由により、既存の制度から漏れてしまったり支援が遅くなってしまうたりすることを防ぐために、アウトリーチ活動も含めて様々な相談支援機関が包括的な相談の受けとめをしていきます。

個別の課題解決のみならず、本人と支援者がつながり続けることができるアプローチをすることで伴走支援ができる体制をめざしていきます。

また、性別や年齢、国籍、家族形態などにより生き方の選択肢が狭められたり社会的に排除されてしまったりすることなく、多様性を社会が受けとめ認めあい安心して暮らすことができるよう地域共生の理念を普及していきます。

## 具体的な取組

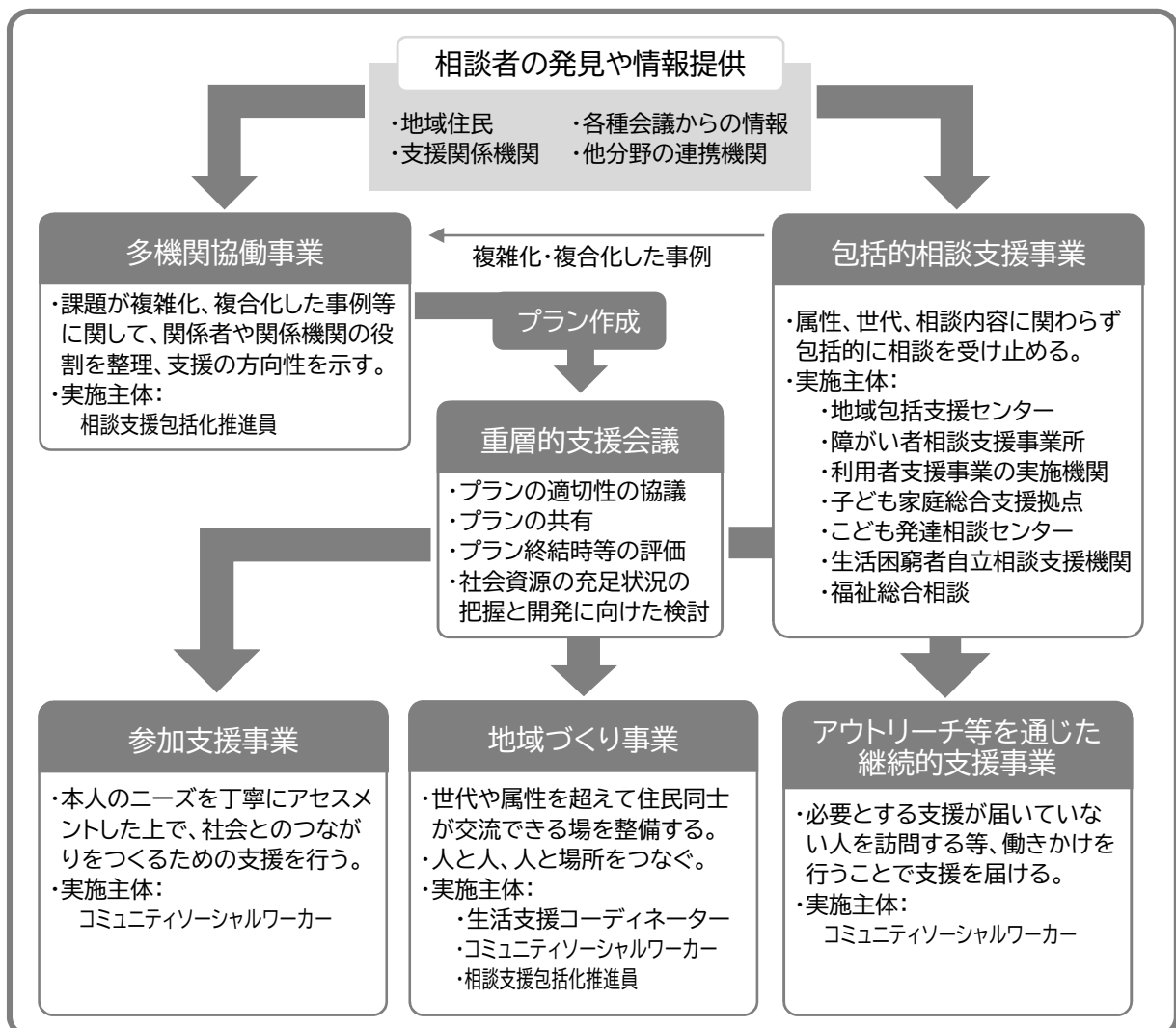
岡崎市福祉総合サポート会議「ふくサポ会議」は、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有を行うことで、支援や相談を早期に実施できるよう努めていきます。

様々な分野にまたがる複合的な課題については、多機関協働事業において支援調整や支援プランの作成を行い、多機関による包括的な支援ができるよう努めていきます。

重層的支援会議は、月1回定例開催します。そのほか、ケース会議など既存の会議を利用し、兼ねることで随時開催します。重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるよう、多機関協働事業における①プランの適切性の協議、②プラン終結時等の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行い、包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業をはじめとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性を検討し、包括的な伴走支援ができる体制をめざします。

支援の中で必要とされる住まい、居場所や就労先など、個別性に合わせたつながり先を見出すための参加支援を居住支援や就労支援など多機関と連携して地域づくりと一体的に実施していきます。

### ■重層的支援体制整備事業の進め方



## 2 SDGsの推進

### (1) SDGsの概要

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「だれ一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



### (2) 岡崎市におけるSDGsの方向性

本市は、経済・社会・環境の三側面における課題を統合的に解決する「“みなも”きらめく 公民連携サステナブル城下町 OKAZAKI～乙川リバーフロントエリア～」を展開する等、SDGs達成に向けた取組を先導的に進めてきました。このような取組が評価され、令和2年7月には内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。

これを受け、本市では「岡崎市SDGs未来都市計画」を策定し、2030年のあるべき姿を設定しています。その中では、「三世帯同居・近居が進む地元で愛されるまち」をめざし、乙川リバーフロントエリアでの取組や、本市ならではの資源、強みを内外に発信し、まちへの誇りと地元愛を育むことが示されています。

### (3) SDGsを踏まえた本計画における方向性

全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、福祉分野においては、社会的に弱い立場にある人々も含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていく社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を推進してきました。これは、「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざすSDGsの理念と共通するものであり、本計画の推進にあたり、SDGsの視点を取り入れ、本市の地域福祉施策を展開します。

# 3 成年後見制度の利用促進

## (岡崎市成年後見制度利用促進計画)

### (1) 計画策定の背景

私たちは日々の生活などにおいて「給料や年金をどのようなことに使うか」「休日になにをするか」など、様々な「意思決定」をして暮らしています。このように自分自身の意思に基づいて暮らし方を決めることが大切である中で、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、お金や財産の管理、福祉など社会サービスの利用について不合理な意思決定をしてしまったり、困った状況に陥っている人（以下「本人」という。）がいます。

成年後見制度はノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和を基本的な考え方とし、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）や任意後見人が、本人に代わって契約等を結び社会サービスの利用につなげたり、財産の管理をすることにより、その人の生命・身体・自由・財産等の権利をまもる制度です。

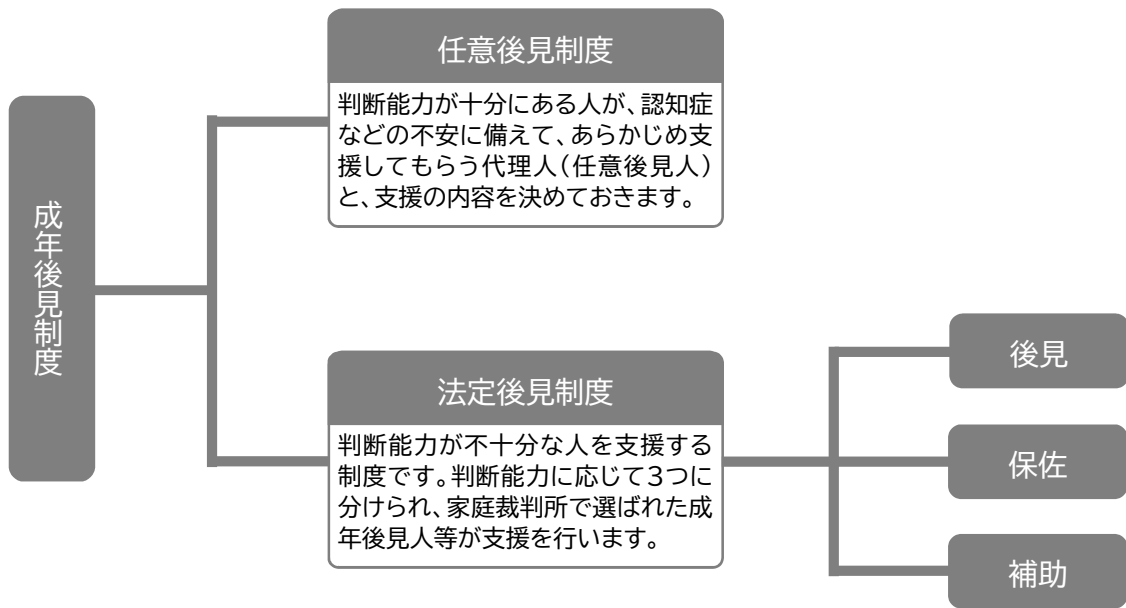
岡崎市においても成年後見制度の利用者は年々増加していますが、高齢者や障がい者の人数に対しまだまだ少なく、制度の認知度も低いのが現状です。しかし、今後社会参加する障がい者や認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度のニーズも高まっていくことが予想されます。

また、岡崎市では「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりが生きがいをもって地域をともにつくる「地域共生社会の実現」をめざしています。たとえ判断能力が不十分であっても、地域社会に参画しその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用の促進を含む権利擁護支援の仕組みをつくることで、地域共生社会を推進します。

このような状況の中、権利をまもる手段のひとつとして必要な人が成年後見制度を利用できるよう「岡崎市成年後見制度利用促進計画」を策定し、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざします。

(この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村計画です。)

■成年後見制度の種類



■法定後見制度の種類

類型	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援する人が与えられる権利	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	一部の契約・手続等の同意・取消や代理

## (2) 基本方針

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域・福祉・司法など多様な主体が関わる地域連携ネットワークを構築します。

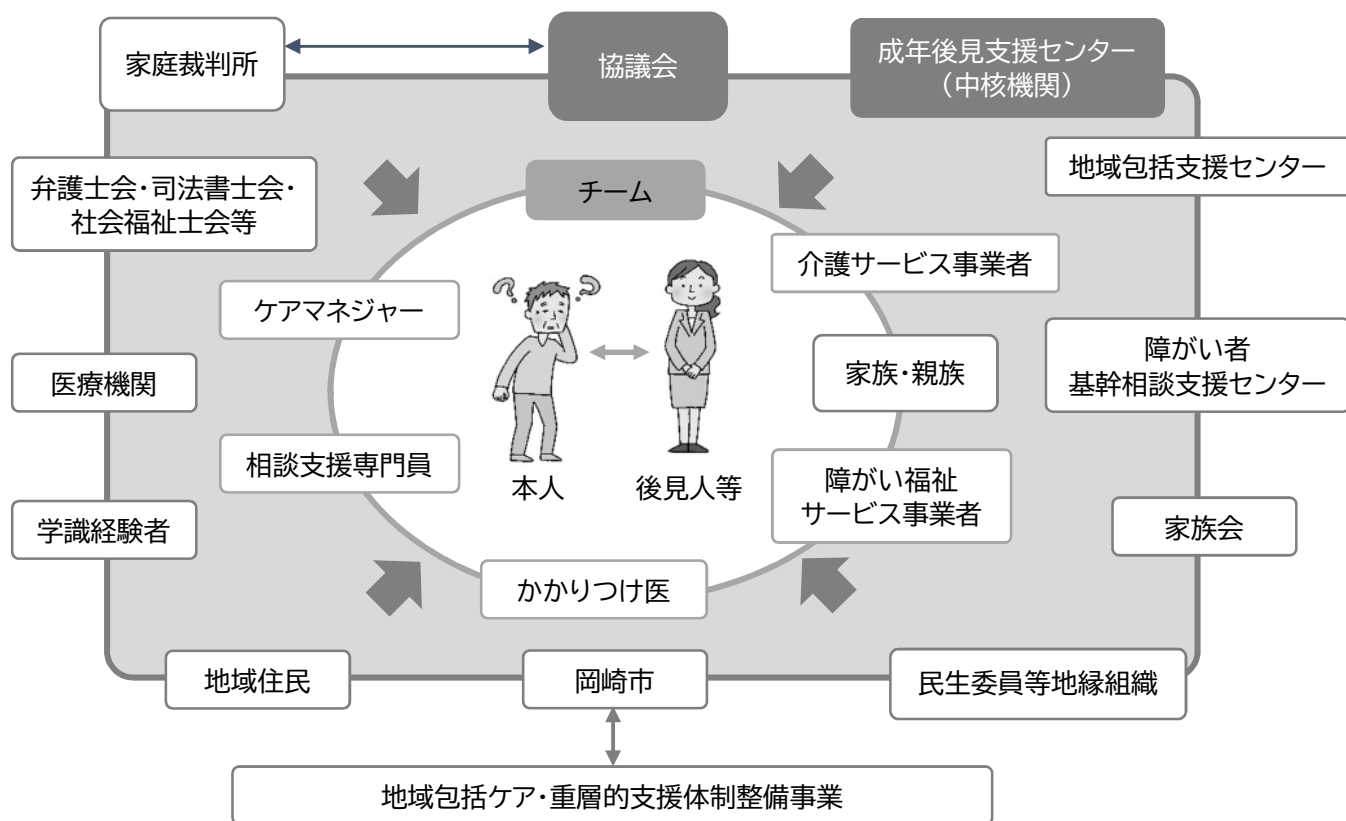
また、岡崎市成年後見支援センターがその中核となる機関（以下「中核機関」という。）として地域連携ネットワークのコーディネート機能を担うことで、多様な主体や既存の仕組みとの有機的な連携を図り、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

### ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり

地域全体の見守り体制の中で権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、尊厳をもったその人らしい生活が継続できる形で成年後見制度の利用が促進されるよう、行政機関、専門職団体、福祉事業所、家庭裁判所等の協働に加え、地域住民の参画を得ながら権利擁護の地域連携ネットワークを構築します。

地域の仕組みは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」で構成します。

#### ■地域連携ネットワークのイメージ





### チームとは・・・??

本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、協力して必要な対応を行う仕組み

### 協議会とは・・・??

- ・成年後見制度の利用促進に関すること
- ・司法、医療、福祉等の分野における地域連携による権利擁護支援に関すること
- ・成年後見支援センターの運営状況の評価、検討

## ② 中核機関の設置

中核機関は、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを担うとともに、広報・啓発をはじめとする様々な事業の実施により、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

現在成年後見制度に関する相談窓口、広報・啓発、専門相談を実施している成年後見支援センターを中核機関とします。

## ③ 重層的支援体制整備事業との連携

重層的支援体制整備事業も成年後見制度利用促進に係る取組も、地域の多様な主体が連携して包括的な支援体制をつくり、地域共生社会の実現をめざす点で共通しています。

これら二つが連携することで、包括的支援事業やアウトリーチ活動による支援から本人の早期発見や、中核機関が必要に応じて重層的支援会議やふくサポ会議に参加することにより、本人の意思の尊重や権利擁護の視点を取り入れた支援プランの作成が可能となります。

両者の制度をそれぞれの支援機関が相互に理解し、連携を図ります。

## ④ 成年後見制度の利用の促進

経済的な理由により成年後見制度が利用できないことのないよう、成年後見人等への報酬の支払いを助成する「岡崎市成年後見制度利用支援事業」を引き続き実施するとともに、利用者ニーズに合わせて事業を拡大します。また、養護者等による虐待を受けていたり、受けるおそれのある高齢者や障がい者が成年後見制度を利用できるよう、地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター等関係機関と連携し、必要に応じて市長申立てを行います。

## ⑤ 不正防止の取組

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、成年後見人等が孤立することなく日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正防止の効果が期待できます。

### (3) 具体的な取組

#### ① 広報機能の充実

成年後見制度や権利擁護に関する周知を行うことで、成年後見制度や権利擁護を必要とする人の早期発見や適切かつ迅速な支援につなげます。

No.	取組	内 容 ・ 実 施 機 関
1	パンフレットの作成・配布	本市における成年後見制度の仕組みに関するパンフレットを作成・配布し、市民への周知に活用します。(行政・中核機関)
2	出前講座や講演会の開催	成年後見制度に関する出前講座や講演会を開催します。(中核機関)
3	勉強会の開催	ふくし相談課や長寿課や障がい福祉課と連携し、福祉施設向けの勉強会を開催します。(中核機関)
4	終活を通じた周知	終活ノート、終活スゴロクにより、成年後見制度の周知を図ります。(行政)
5	各課と連携した周知	本人や家族にふくし相談課や長寿課、障がい福祉課窓口等で周知を図ります。(行政・中核機関)
6	関係団体との連携	専門職団体等の広報活動と連携し幅広い周知に取り組みます。(行政・中核機関)

## ② 相談機能の充実

専門職団体や関係機関等と連携し、成年後見制度や権利擁護に関する相談体制を整備するとともに、相談者の状況に応じ適切な支援につなげます。

No.	取組	内容・実施機関
1	市民及び関係機関への中核機関の周知	中核機関として、成年後見支援センターの相談窓口を明確化し、市民及び関係機関への周知を図ります。（中核機関）
2	中核機関へのつなぎ	関係機関が受けた相談が中核機関につながる相談体制を構築します。（行政・中核機関）
3	アセスメントの実施	関係機関や本人からの相談に応じ、アセスメントや申立ての支援を行います。また、福祉サービスや医療ケアが必要な場合は関係機関へつなぐなど連携を図ります。（中核機関）
4	相談体制の充実	認知症や障がい特性に応じた相談対応や支援体制の構築を検討します。（行政・中核機関・協議会）
5	専門職相談会の実施	成年後見制度の利用を考えている人が、弁護士等に相談できる専門職相談会を実施します。（中核機関）

## ③ 受任調整（マッチング）等の支援

家庭裁判所が適切な後見人を選任することができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を行います。

No.	取組	内容・実施機関
1	受任調整の仕組みづくり	新たに受任者調整会議を設置し、本人に適切な後見人候補者の推薦に努めます。（中核機関）
2	関係機関との連携強化	本人に適切な後見人候補者の推薦につながるよう、家庭裁判所や専門職団体と情報交換・調整を密に行います。（中核機関）

#### ④ 担い手の育成

権利擁護や成年後見制度を担う人を確保するとともに、担い手の育成や担い手への支援を行います。

No.	取組	内容・実施機関
1	法人後見のニーズ等の把握	法人後見のニーズ・状況等を把握・検討します。（行政・中核機関・協議会）
2	担い手の養成	市民後見人の養成について検討します。（行政・中核機関・協議会）

#### ⑤ 後見人への支援

専門職団体や関係機関等と連携し、後見人等に対する活動支援や相談への対応等を行います。

No.	取組	内容・実施機関
1	親族後見人に対する中核機関の周知	地域包括支援センター職員やケアマネジャー、障がい者相談支援事業所等を通じて親族後見人に中核機関が相談機関であることを周知します。（行政・中核機関）
2	親族後見人を支援する仕組みづくり	親族後見人について、申立てから就任後の継続支援までを視野に入れた支援の仕組み（親族後見人相談会等）を検討します。（行政・中核機関・協議会）
3	専門職後見人の活動支援	専門職と関係機関が連携した地域連携ネットワークにより、専門職後見人の活動の支援を行います。（行政・中核機関・協議会）

# 4 再犯防止の推進（岡崎市再犯防止推進計画）

## （1）基本方針

全国で刑法犯検挙率は平成 16 年から減少傾向にありますが、一方で検挙者の約半数が再犯に手を染めており、その数は上昇し続けています。このような状況において、再犯を防止することは極めて重要な課題となっています。

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。社会復帰したこうした人々を地域で孤立させないための「息の長い」支援を、国・地方公共団体・民間協力者が緊密に連携し取り組んでいくことが求められます。そして、犯罪をした人等が再び地域社会の一員になるために、住民一人ひとりの理解を深める取組を行います。

## （2）具体的な取組

### ① 住居・就労の確保等

適切な住居と就労の確保は、地域社会で生活する上で前提となるものであり、再犯防止の観点からも重要です。犯罪をした人等の住居・就労の確保のための取組を実施します。

No.	取組	内 容
1	各種支援へのつなぎ	犯罪をした人等に必要な情報の収集・公開に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく事業や住宅セーフティネット制度など、各種支援につなぎます。
2	就労を希望する障がい者に対する就労支援	就労を希望する障がい者に対しては、就労継続支援や就労定着支援を通じて、就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行います。
3	協力雇用主、協力事業主の周知、確保	雇用する側の理解・協力を得られるよう、協力雇用主又は協力事業主の意義を周知し、新規開拓に努めます。

## ② 高齢者又は障がい者への支援

犯罪をした人等のうち、高齢や障がいを持つなど複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人に対する支援を行います。

No.	取組	内容
1	関係機関との連携強化	地域における見守り支援等によって支援対象者の早期発見に努め、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関との連携を図ります。
2	総合相談体制の充実	様々な課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人に対し、総合的に相談できる体制の充実を図ります。
3	日常生活自立支援事業の実施	日常生活自立支援事業に基づき、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。くわえて、成年後見制度の利用促進も図ります。

## ③ 更生保護に携わる団体等の支援と関係機関の連携強化

保護司会をはじめとする各更生保護団体や更生保護施設、関係機関の活動を支援するとともに一層の連携強化を図ります。

No.	取組	内容
1	更生保護活動に取り組みやすい環境づくり	更生保護活動の拠点となる「岡崎更生保護サポートセンター」の運営や様々な更生保護活動への継続的な補助・支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。
2	更生保護活動への参画	実施される活動や行事に対し積極的に参画し、更なる発展をめざします。
3	関係機関へのつなぎ	犯罪をした人等が必要に応じた支援が受けられるよう、関係機関に迅速につなげます。
4	関係機関等との福祉に関する情報の共有	保護観察所や矯正管区、矯正施設、法務少年支援センター等と福祉サービスに係る情報の提供・共有に努めます。

#### ④ 更生保護に関する広報・啓発活動の推進

再犯防止施策を推進するためには、市民の理解を深めることが必要不可欠です。再犯防止や更生保護に関する取組の周知を行うとともに、取組への市民の理解促進を図ります。

No.	取組	内容
1	「社会を明るくする運動」の広報・周知	7月の再犯防止啓発月間における、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」の更なる広報・周知を行います。
2	薬物乱用防止に関する支援	薬物乱用問題に関する街頭キャンペーンなどの啓発活動の支援を継続的に行います。また、主に若年層に対して実施されている薬物乱用防止教室の普及に努めます。
3	更生保護活動に関する情報の周知	更生保護活動に関する情報を市ホームページなどで広く周知し、市民の理解促進に努めます。

#### ⑤ 再犯防止推進を図るための協議体の設置

再犯防止施策を推進するため、各更生保護団体や更生保護施設、関係機関が情報共有を行い、抱える課題や今後の取組を検討する機会を設けます。

No.	取組	内容
1	協議体の設置	市役所内関係各部署、保護観察所、矯正管区、矯正施設、保護司会、協力雇用主会、協力事業主会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設等と連携し、協議体の設置をめざします。





# 第4章

## 施策の基本方針

# 1 お互いを認め支えあう心を育て、 地域のつながりを深めましょう



## (1) 支えあいの心を育てる

### 取組の方針

高齢化の進行や社会情勢の変化等により、福祉の必要性は高まっている一方で、福祉への関心は十分ではありません。

地域福祉についての周知・啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、支えあいの心を育てていきます。

### ① 地域の一員としての意識醸成

#### 市民・地域の取組

- 「向こう三軒両隣」など身近な地域とのつながりを持ちましょう。
- あいさつや声かけなど日ごろから地域の人とコミュニケーションを図りましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
1	学校における福祉教育の推進	福祉教育プログラムの普及や教諭への研修、必要な機材の貸出などの事業を行います。
2	福祉啓発事業の実施	福祉活動の功労者に対する表彰や福祉について啓発するイベントを開催します。また、障がいに対する理解の推進を図ります。
3	地域福祉活動のきっかけづくりと活動への支援	学区福祉委員会などの地縁組織、ボランティアや市民活動団体、企業の社会貢献活動等への支援やそれぞれの地域の課題解決へ向けた取組をともに考えていきます。

## 行政の取組

No.	取組	内容
1	福祉教育の支援	地域福祉に関する出前講座の実施や福祉学習の機会づくりなど、関係機関・団体と連携し、福祉教育の支援を行います。
2	福祉啓発事業の実施	福祉活動の功労者に対する表彰や福祉について啓発する事業を開催します。
3	多様性が認められる社会の実現	性別や国籍、障がい等による偏見や差別を受けることなく、あらゆる人が地域の一員として共に支えあう地域づくりを推進します。

## (2) 心をつなぐ交流・居場所づくりの推進

### 取組の方針

地域で支えあいや助けあいを行っていくためには、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりが必要です。地域での交流事業や居場所づくりの活動を促進し、地域の人の心をつなげていきます。

### ① 交流の促進

#### 市民・地域の取組

- お祭りや防災訓練など、地域で行われている様々な行事に参加しましょう。
- 長年住んでいる人たちだけでなく、新たに転居して来た人たちや集合住宅の人たちも含めた交流を行きましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
1	地域での交流事業の支援	身近な場所を活用した地域での交流事業の実施の支援を行います。
2	世代間交流事業の支援	世代を超えて交流できるような支援を行います。
3	交流活動への参加の支援	高齢や障がいにより参加が難しい人が、活動に参加できるよう支援を行います。
4	オンラインを活用した事業の実施	オンラインを活用した事業の実施や、地域活動での利用を促進します。

## 行政の取組

No.	取 組	内 容
1	情報の提供	各種媒体を活用して交流事業の情報を発信します。
2	福祉分野以外のまちづくりとの連携	各種イベント、地域の行事、農福連携、移動支援など、福祉分野以外の取組と連携して交流と参加を促進します。
3	公園や空き家・空きスペースの活用	公園や空き家、民間事業者の空きスペースなどを活用して地域住民が交流できる場所や機会をつくる活動を推進します。
4	感染症対策の推進	公共施設において適切な感染予防などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで地域住民が安全に地域活動に取り組むことができる環境を整備します。

## ② 居場所づくり

### 市民・地域の取組

- 高齢者をはじめ、誰でも気軽に集える居場所づくりを行いましょう。
- 地域の人と声をかけ合って一緒に参加しまししょう。

### 社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	サロン活動、子ども食堂等の支援	サロン活動、子ども食堂等への支援、情報提供を行います。 町内単位など身近な場所でサロン活動が実施できる環境づくりを広めます。
2	重層的支援体制整備事業における参加支援	アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた参加支援などの伴走支援を行います。

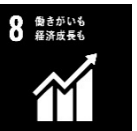
## 行政の取組

No.	取 組	内 容
1	交流・居場所づくりの支援	ごまんぞく体操や認知症カフェなど居場所や交流の場づくりの活動の支援を行います。また、学区こどもの家を地域の子育ての拠点施設として児童に遊びの場を提供し、子どもの居場所づくりを促進します。
2	福祉サービスの充実	共生型サービスの充実など福祉サービスを総合的又は多機能で提供することで、世代を超えた多様な利用を進めます。

# 2 安全で安心して暮らせる

## 地域をつくりましょう

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



### (1) 社会的孤立を防ぐ支援

#### 取組の方針

高齢者、障がい者、子育て世帯などのうち支援を必要とする人に対しては、個別計画を策定し、支援に取り組んでいます。しかし、経済的な格差が広がる中で生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複合的な課題を抱える世帯も出てきています。

福祉課題に対して従来から個別に取り組んでいる福祉施策だけでなく、新たな福祉課題に対応した支援やそれぞれの支援につながりを持たせた包括的な支援についても充実を図ります。

#### ① 権利擁護の推進

##### 市民・地域の取組

○成年後見制度など、権利擁護の取組について理解を深めましょう。

##### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
1	中核機関	成年後見制度についての①広報②相談③利用促進④後見人支援を行います。
2	権利擁護の推進	日常生活自立支援事業と成年後見制度の活用により、対象者（高齢者、障がい者、子育て世帯）の権利擁護と福祉サービスの利用支援を進めます。 法人後見を受任します。

## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度についての普及・啓発を行います。
2	成年後見制度利用促進協議会の運営	協議会を法律・福祉の専門職団体関係機関で構成し、成年後見制度の利用促進策や司法と福祉の連携により生じる課題等に関する検討を行います。
3	権利擁護体制の充実	子ども、高齢者、障がい者等の虐待予防や消費者被害等の防止、防犯活動など見守り体制の充実を図るとともに、相談・支援を行います。
4	犯罪被害者等支援体制の充実	犯罪被害者等が気軽に相談できる体制を整え、迅速に対応できる環境づくりを進めます。また、警察など関係機関との連携強化を図ります。
5	再犯防止の取組	保健・医療・福祉関係機関と連携して、地域での生活の支援を行います。

## ② 総合的な相談支援体制の充実

### 市民・地域の取組

- 身近な相談窓口について把握しましょう。
- 地域の困りごとを見つけたら相談窓口へ相談しましょう。
- 福祉活動を行う団体や組織について理解を深めましょう。

### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内 容
1	相談体制の充実	団体や個人が気軽に相談できる体制を整え、迅速に対応できる環境づくりを進めます。また、制度の狭間の個別支援、地域支援、仕組みづくりを行う専門職であるコミュニティソーシャルワーカーの機能強化を図ります。
2	相談体制のネットワークの強化	行政機関・専門機関と地域組織や関係団体の有機的な連携に努め、相談体制のネットワークを強化します。

## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	総合相談体制の構築	ここサポ、ふくサポを中心に福祉分野に限らず、市民相談、若者相談、教育、多文化共生、就労支援など庁内各課、関係機関との連携強化に努め、総合相談体制の構築と支援を行います。
2	地域包括支援センター等の包括的相談支援機関の連携強化	地域包括支援センターをはじめとした包括的相談支援機関では、身近な拠点で気軽な相談を実施していきます。

### ③ 生活に困難を抱える人に対する支援

#### 市民・地域の取組

○地域に困りごとを抱える人を見かけた際は、社会福祉協議会や行政などの相談窓口  
に相談しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内 容
1	経済的困窮者に対する自立支援機能の促進	低所得世帯等を対象に、自立した生活の立て直しに向けた資金貸付の相談や、生活困窮者等の一時的な支援が必要な世帯に対し短期間の食糧提供を行い、自立するための生活の支援を行います。
2	重層的支援体制整備事業における伴走支援	アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた参加支援、家計改善支援などの伴走支援を行います。

#### 行政の取組

No.	取組	内 容
1	生活困窮者自立支援事業の実施	生活困窮世帯や就職氷河期世代等の相談に応じるとともに、アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた就労支援、子どもの学習支援、ひとり親家庭支援などを連携して行います。
2	福祉総合相談の実施	ここサポ、ふくサポをはじめ、地域包括支援センター等の包括的相談支援機関では、身近な相談窓口として相談を受けとめるだけでなく、民生委員・児童委員等の地域支援者等とのネットワークにより早期の相談対応に努めます。
3	食の支援	フードドライブ、フードパントリー、子ども食堂などを支援するとともに、食の支援を通じて地域づくりを進めます。
4	こころの健康、いのちに関する相談	こころの悩み、ひきこもり、依存症、性別、予期しない妊娠などに関する相談などゲートキーパーの視点を持ち専門機関と連携して相談に応じます。

## (2) 多機関のネットワーク強化

### 取組の方針

福祉課題が多様化していく中で、多様なニーズに応じた支援の充実に取り組んでいます。課題を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談内容に応じた支援につなげていく総合的な相談体制の整備を引き続き推進します。また、関係機関や関係団体との連携を強化し、多様な課題に対応できる体制づくりを行います。

### ① 多機関の包括的な支援、ネットワークの強化

#### 市民・地域の取組

- 福祉活動を行う団体や組織とのつながりを深めましょう。
- 自分が活動している団体以外の取組についても情報を把握しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
1	団体間の連携と活動支援への体制づくり	福祉関係団体間の連携のサポートを行います。地縁型組織とテーマ型組織との連携支援の強化を継続的に実施します。ボランティアセンターの機能の強化と拡充に努めます。
2	障がい者基幹相談支援センター	障がい者福祉サービスを提供する事業者等の支援を通じて、専門性の向上、保健・医療・福祉のネットワークの強化、事業者の専門性の向上に努めます。
3	基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センターや介護サービス事業者連絡協議会の支援を通じて、保健・医療・福祉のネットワークの強化、介護事業者の専門性の向上に努めます。



## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	地域力を高める仕組みの構築	地域の支えあい活動をサポートするため、地域ケア会議や協議体を充実させるとともに、生活支援コーディネーターの配置を行います。
2	保健・医療・福祉の連携の推進と地域包括ケアの実現に向けた取組	住み慣れたまちで生活していけるよう、地域ケア会議やいえやすネットワーク等を充実させることで多職種連携を図ります。
3	相談支援包括化推進員の配置	複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行います。

## ② 円滑なコミュニケーション

### 市民・地域の取組

- 障がいのある人や外国人などあらゆる人にわかりやすい情報発信に努めましょう。
- 多様な個性や文化を認め、コミュニケーションをとりましょう。

### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内 容
1	本人の希望に寄り添う伴走支援	アウトリーチ活動、参加支援、成年後見支援センター等における相談支援において、本人の望む暮らしを続けるための意思表示・意思決定の伴走支援を行います。
2	情報保障の充実	障がいのある人も社会参加・地域参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣をしていきます。

## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	意思表示や意識決定ができる環境整備	障がいがある、外国人であるなど、意思疎通やコミュニケーションに対して配慮が必要な人が、地域のコミュニケーションを円滑にする取組の支援を行います。
2	終活サポート	認知症や障がい・病気などによる判断力・意思決定能力の低下などにおいても人生の最期まで本人の望む生き方ができるよう、終活や人生会議等を普及していきます。
3	デジタル格差の解消	デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けた支援を行います。 地域福祉活動を行う際に必要なデジタル環境の整備についての助言を行います。

## (3) 暮らし続けられる地域づくり

### 取組の方針

地域とのつながりが希薄化する中で、地域が持っていた防災や防犯についての対応力は低下しています。近年、各地で大きな災害が発生しておりますが、本市においても他人ごとではありません。南海トラフ地震や大雨災害など、災害に対する備えが必要となります。安心して暮らすことができるように、防災・防犯体制の充実を図ります。

### ① 見守り、防災・防犯体制の充実

#### 市民・地域の取組

- 地域の防災訓練に参加するとともに、一人ひとりが災害時の備えを行いましょう。
- 災害時に支援が必要な人を把握しまししょう。

### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内 容
1	地域での防災・防犯活動の支援	地域での見守り活動の支援を行います。また、学区福祉委員会活動の1つである災害時避難行動要支援者名簿を活用した平時の見守り活動の支援を行います。
2	災害時における拠点と体制の整備	災害ボランティア支援センターに関する取組を促進します。また、災害時にボランティア活動を行う人材の養成とスキルアップに努めます。

## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	災害時避難行動要支援者支援制度の充実	制度の周知を図り、登録者を増やすとともに、地域支援者の理解を深めることで災害時避難行動要支援者支援制度を充実します。個別避難計画策定を進めることで犠牲者ゼロのまちづくりを進めます。
2	福祉避難所の充実	医療や介護従事者向けの研修や協定締結団体との連携強化など、福祉避難所の充実を図ります。
3	地域での防災・防犯活動の支援	地域での災害時の備え等に関する話しあいや研修の実施により地域での活動の支援を行います。

## ② 社会参加・住居確保・就労につなげる仕組みづくり

### 市民・地域の取組

- 見守りやボランティア、地域の活動などに参加しましょう。
- 個性に合わせた多様な働き方ができる環境をつくっていきましょう。

### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内 容
1	重層的支援体制整備事業における参加支援	自立に向けた就労・ボランティア活動などの役割や生きがいの獲得や居住支援など参加支援を行います。
2	就労についての相談支援	基幹型地域包括支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、就労だけでなくボランティア活動等も含めた役割の獲得や社会参加の支援を行います。
3	ボランティアセンターの強化	役割や生きがいにつながるよう、ボランティア活動先の発掘や活動へのコーディネートを継続して実施します。

## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	就労についての相談支援	就労サポートセンターや若年者就労自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、参加支援事業、シルバー人材センター支援、就労移行支援等を通じて就労活動につなげていきます。
2	関係機関との連携強化	ハローワークや商工会議所、福祉サービス、医療機関等との連携を強化し、多様な働き方ができる地域づくりをしていきます。
3	障がい者の一般就労の促進	関係機関と連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、一般就労への定着を図ります。
4	インフォーマルサービスの創出	協同労働、クラウドファンディングなどを活用し、就労や社会参加に意欲のある人が参画できる仕組みづくりを推進することで、インフォーマルサービス創出を図ります。
5	ひきこもりや不登校についての相談支援	ひきこもりや不登校に悩む若者の相談を行うとともに、すぐに社会に出ることが困難な若者への初期支援として、関係機関への同行支援や生活習慣や社会生活の基本を身に着ける支援を行います。
6	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーについての周知・相談・交流会の開催等の支援を多機関協働事業などにおいて行います。
7	こどもの貧困対策の推進	経済的に厳しい状況に置かれた家庭を支援することで貧困からの脱却を図るとともに、こどもに対する学習支援や居場所づくり、食糧支援等の支援を行います。 ひとり親家庭が直面する困難を解消するため相談・情報提供の充実を図り、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。
8	居住支援の実施	住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットによる支援を行います。

# 3 3 ころ豊かに暮らす

## 地域社会をめざしましょう



### (1) 地域福祉活動への参加の促進

#### 取組の方針

地域福祉を推進していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手や活動組織を育成したり、支援したりしていくことが必要です。

福祉活動の必要性を周知し、新たな担い手を確保していくとともに、活動の中核となるリーダーを育成していきます。また、福祉活動に取り組む団体の活動の充実に向けて、支援を行います。

#### ① 福祉活動の担い手育成

##### 市民・地域の取組

- 関心のある福祉活動に参加してみましょう。
- 担い手の育成講座等に参加しましょう。

##### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
1	ボランティア活動のきっかけづくり	福祉への関心を育むイベントやボランティアへのきっかけとなる講座などを企画し、幅広い年代のボランティア活動の参加を促進します。
2	担い手の育成支援	ボランティアの養成やリーダーの育成を図り人材の確保に努めます。
3	サロン活動者への支援	地域で居場所づくりに取り組む活動者へ向けて養成講座を実施し、サロン活動への助言、相談や支援などを進めていきます。
4	福祉について体系的に学ぶ機会の創出	福祉に関する様々な講座を整理し、より効果的に学ぶことができる機会の創出をめざします。

## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	企業や団体等へのはたらきかけ	企業や協働組合、NPO、社会福祉法人等の様々な事業者や団体にはたらきかけ、福祉活動への参画や社会貢献活動実施の支援をしていきます。
2	担い手の育成	認知症サポーターの養成やキャラバンメイト活動支援、ごまんぞく体操の立ち上げ支援等、研修や活動支援などを進めていきます。

## ② 市民活動団体・企業などのつながり支援

### 市民・地域の取組

- 市民活動団体の取組について把握しましょう。
- 市民活動団体同士の連携や情報の共有を図り、活動内容の充実を図りましょう。

### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内 容
1	福祉活動団体への支援	ボランティア団体や学区福祉委員会、またそれらの連絡協議会の活動の支援を行います。
2	共同募金運動への協力者の充実	募金活動の活性化と啓発活動の強化、募金の使途の透明化を図るための事業や助成などに取り組みます。
3	企業や社会福祉法人の社会貢献活動の支援	社会貢献活動についてのリーフレットを活用し、企業の社会貢献活動を推進、協働できる取組を企画・提案していきます。また、活動する企業等の登録や周知、地域等とのマッチング支援を行います。

## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	市民活動団体等との連携	地域ケア会議等を通じて、地縁型やテーマ型市民活動団体等との連携を図ります。
2	市民活動団体の支援	市民活動情報の発信や活動拠点の充実、支援を行います。
3	生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、協議体の開催や地域の人と活動をつなぐ活動をしていきます。
4	公民連携による地域づくり	民間企業等との連携なかで、公共性・公益性と営利性のバランスを保ちながら地域課題解決に向けた持続的な支援活動を行います。

### ③ 多様な主体の活動支援

#### 市民・地域の取組

- 市内で取り組まれている様々な福祉活動について関心を持ちましょう。
- 学区福祉委員会など、地域の団体が行っている活動に参加しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内 容
1	ボランティア団体の支援	ボランティア団体に取り組む地域での様々な活動の支援を行います。
2	社会福祉法人やNPO法人など、非営利活動団体の支援	非営利活動団体に取り組む地域での様々な活動の支援を行います。
3	企業の社会貢献活動の支援	各企業の特性を活かした活動を一緒に考え、取組の支援を行います。

#### 行政の取組

No.	取組	内 容
1	アイデアソン等のつながりの創出	学生、ボランティア、企業、NPO 等の多様な主体のつながりをつくり、地域づくりのアイデア創出を図ります。
2	人と人、人と活動を結びつける	生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の人と多様な活動をつなぐ支援を行います。

## (2) 地域力アップの仕組みづくり

### 取組の方針

岡崎市では学区福祉委員会をはじめ、総代会、老人クラブ、子ども会、民生委員児童委員・主任児童委員、防災防犯協会等、地域の支えあいを担う様々な人や団体が活動しています。このような主に小学校区を範囲に取り組みされている地域での活動に対し、あらゆる面から支援を行うとともに、人や活動を有機的につなぎ、より効率的かつ効果的な活動となるための仕組みづくりを進めます。

### ① 小地域福祉活動の充実

#### 市民・地域の取組

- 自分の住む小学校区で実施されている様々な活動について関心を持ちましょう。
- 自分の住む小学校区で実施されている様々な活動に参加しましょう。

#### 社会福祉協議会の取組

No.	取組	内容
1	学区福祉委員活動の支援	主に小学校区ごとに地域福祉活動に取り組む学区福祉委員会について、それぞれ地域の特性に合わせた活動の支援を行います。学区福祉委員会相互の連絡調整や情報共有のため、学区福祉委員会連絡協議会の活動の支援を行います。
2	地縁組織やボランティア団体等の活動をつなぐ	学区福祉委員会だけでなく、総代会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動団体、子ども食堂等の多様な活動をつなぐことで、活動の充実をめざします
3	福祉座談会「ミソ端会議」の実施	学区福祉委員会をはじめとした地域の諸団体が参加する福祉座談会「ミソ端会議」を引き続き実施します。地域の現状やニーズを把握し、主に小学校区を範囲とした地域福祉活動について検討します。子どもから高齢者まで、障がい者も外国人も、だれもが住み続けたいまちをめざします。



## 行政の取組

No.	取組	内 容
1	地域福祉活動への支援	学区福祉委員会が行う地域福祉活動に対する支援を行います。
2	各種団体が行う活動への支援	総代会、学区福祉委員会、老人クラブ、子ども会、民生委員児童委員・主任児童委員、防災防犯協会等が行う活動に対する支援を行います。
3	地縁組織と市民活動団体や企業等をつなぐ	生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の人と多様な活動をつなぐ支援を行います。

